



金 沢 市 公 報

号外第7号

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
告 示		金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者の指定について (") 2
芸術文化ホールの指定管理者の指定について (文化政策課)	1	金沢市スポーツ広場の指定管理者の指定について (") 3
金沢市体育施設の指定管理者の指定について (市民スポーツ課)	1	金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定について (長寿福祉課) 3
公園施設の指定管理者の指定について (")	2	金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者の指定について (障害福祉課) 3

告 示

●金沢市告示第57号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び金沢市芸術文化ホール条例(平成22年条例第2号)附則第2項の規定により、芸術文化ホールの指定管理者を次のとおり指定したので、同項の規定により告示します。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金 沢 歌 劇 座	金沢市柿木畠1番1号	財団法人 金沢芸術創造財団	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市文化ホール			
金沢市アートホール			

●金沢市告示第58号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)第12条第2項の規定により、金沢市体育施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金 沢 市 総 合 体 育 館	金沢市泉野出町3丁目 8番1号	財団法人 金沢市スポーツ事業団	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営城北市民体育館			
金沢市営城南市民体育館			
金沢市営城東市民体育館			
金沢市営城西市民体育館			
金沢市営森本市民体育館			
金沢市営浅野川市民体育館			
金沢市営中央市民体育館			
金沢市営東金沢スポーツ広場			
金沢市営城北市民テニスコート			

金沢市営西金沢テニスコート	金沢市泉野出町3丁目 8番1号	金沢市スポーツ事業団・ 奥・米沢共同事業体	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営大徳テニスコート			
金沢市営城東テニスコート			
金沢市営西金沢少年運動広場			
金沢市営陸上競技場			
金沢市営球技場			
金沢市安原スポーツ広場			
金沢市営浅野テニスコート			
金沢市営浅野運動広場			
金沢市営大桑運動広場			
金沢市営額谷運動広場			
金沢市営久安運動広場			
金沢市営田上運動広場			
金沢市営医王山運動広場			
金沢市営法光寺運動広場			
金沢市営金沢テクノパーク運動広場			
金沢市営湊野球場			
金沢市営湊運動公園			
金沢市営専光寺ソフトボール場			
金沢市営こなん水辺グラウンドゴルフ場			
金沢市営医王山スキー場	金沢市戸水2丁目140 番地	株式会社 エイム	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市営西部市民体育会館			
金沢市営総合プール			
金沢市西部市民憩いの家			

●金沢市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第16条第4項の規定により、公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市民野球場 金沢市民サッカー場	金沢市泉野出町3丁目8番1号	金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
金沢市鳴和台市民体育会館	金沢市戸水2丁目140番地	株式会社 エイム	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

●金沢市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）第15条第2項の規定により、金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市額谷ふれあい体育館	金沢市泉野出町3丁目8番1号	財団法人 金沢市スポーツ事業団	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

●金沢市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）第15条第2項の規定により、金沢市スポーツ広場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市内川スポーツ広場 金沢市戸室スポーツ広場	金沢市泉野出町3丁目8番1号	金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

●金沢市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市老人福祉センター条例（昭和44年条例第32号）第12条第2項の規定により、金沢市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市老人福祉センター万寿苑 金沢市老人福祉センター松寿荘 金沢市老人福祉センター鶴寿園	金沢市芳斉2丁目3番28号	財団法人 金沢市福祉サービス公社	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

●金沢市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市障害者高齢者体育館条例（昭和57年条例第3号）第15条第2項の規定により、金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市障害者高齢者体育館	金沢市戸水2丁目140番地	株式会社 エイム	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

平成23年(2011年)3月31日 印刷
平成23年(2011年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄